

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日
契約者名	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会
契約名	障害者 I T 総合推進事業委託契約
契約金額 (税込み)	4 , 5 1 6 , 1 8 3 円
随意契約理由	<p>各都道府県に対し障害者の社会参加・自立生活の推進を図るため、適当な障害者福祉団体に「都道府県障害者社会参加推進センター」を設置するよう国の指導があり、本県は、社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会の設立に伴い、平成 7 年 4 月から同協会内に「山梨県障害者社会参加推進センター」を設置し、運営している。</p> <p>当センターは、障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、県が実施する権利擁護、情報支援、文化・スポーツ活動等の社会参加推進事業を受託実施し、地域における自立生活と社会参加の推進を図るよう国の要綱に位置づけられている。</p> <p>障害者 I T 総合推進事業は、外出することなどに制限を受ける車イス等の障害者に生活情報をパソコンから入手するための指導を行うことにより、障害者の社会参加を推進するものであり、県内の 3 障害（身体、知的、精神）共通の事業である。</p> <p>また、本事業の委託先である山梨県障害者福祉協会は、県内の 3 障害に係る障害者団体を取りまとめている唯一の団体である。</p> <p>このことから、「山梨県障害者社会参加推進センター」を運営する山梨県障害者福祉協会以外に委託先はない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約することとし、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項により見積合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号